

新軍事扶助法の精神と其運用

常 盤 敏 太

一 國法の精神一般

世の法律學者は、この世に正義を樹立するを終局の目的と爲す、と謂つた。國家學者は、國に秩序と平和とを得せしむることを目的に事を考へた。世の實踐道德家は、人世は最大多數の最大幸福の追及にありとも謂つた。世の經濟學者や商業學者達が儲け主義を稱へ、自由放任主義に贊し、世界主義を主張したところで、遅かれ早かれ、この正義と秩序と平和を前提とした領域に於て初めて得られる最大福利の追及に過ぎまい。従つて、世の凡ゆる部門の何人と雖、一國民として、事を考察する場合、歴史的にしろ、現實的にしろ、右の國家的政策論を有し、その限りでは同一結論に到着するの外ないのである。ヒットラーが、國家を考への中に入れない學問などあり得ない旨を繰返してゐるのも、この意味において洵に正しき。

* 特に Hitler, Mein Kampf, 1924 に次の如く述べてゐる。『凡ゆる思想も、凡ゆる理念も、凡ゆる理論も、凡ての知識も、皆この目的（『わが國民の生存と増加の保證』等：前節にあり）、この觀點から、凡ては研究せられ、その目的に従つて適用せられ或は拒否せられねばならぬ。如何なる理論と雖、空理空論となつてはならない。蓋し、凡ては生活 (Leben) に役立たねばならぬからである。』と。

しかし、これらの理論の正しいのは、われわれの現實、即ち、民族主義及び國家主義の中においてのみである。従つて、清算せられなければならぬのは、われわれの議論の中には、決して共產主義の世界觀を許さぬといふことである。民族、殊に最近の民族國家の世界において、一國の國法が目的とする正義、秩序平和はその國家の主權の意思によつて維持せられることは明瞭であるに拘らず、この見易き理論をすら忘却して、一飛びに世界主義國際主義に走らんとする者、殊に商業や經濟の學徒に多いのは悲しむべき事實である。これ等の者も、過去からの經驗的事實に故意に瞑目するか、或は、錯覺に將來への推理智能を麻痺せしめられたるにあらざればよく爲し能はぬところであらう。

* 本稿起草の日、昭和十二年十一月六日午後八時頃、ラヂオを通じて、日獨伊防共協定成立の發表ありしを聴きつつ、あらたに、相容れない世界觀の對立を畫いて觀たことである。

65

世界主義のユートピアなることは過去の幾多の歴史が之を實證してゐる。よし、國家主義民族主義の理論の普遍性を認むるが故にこの觀念的無限の擴がりを世界主義にまで許すとしても、現實に、國際共產社會やマルクス主義社會の標榜する一階級の萬國主義に至つては、何等不動の根據なきかりそ

めの階級を烏合せしむるものであつて、更に大なる誤謬を冒してゐる。わが邦においては、既にソヴエトロシアの影人形コミンテルンの心酔者であつた數百千の同胞、殊に、その指導者達が麻醉中毒から覺醒した、所謂、轉向聲明によつてもその誤れることは瞭らかである。その社會革命とか社會闘争とか稱せられるものは、之を常識ある人人から觀察すれば、さしあたり、國家・國民維持の正義・秩序・平和の爲の闘争ではないことが分るのである。特に、法律學徒の説明を要しない。殊に、階級闘争こそ、直接、民族的自己血液の毀滅であり、その民族文化の否定である。民族、即ち、大自己の仇敵に外ならぬ。彼等は現實においては勞農の階級を固定的に認め、之を勝手に、他の假想的階級と對立せしめ闘争せしめ、結局、勞農の一階級の正義と秩序と平和とを用意せんとするのである。前半は轉回なく移動なき靜的固定的勞農階級を前提とし、後半の實現可能性は超經驗的の觀念の雲際にひたかくし、勿論、獨斷的信仰以外、科學的論證を許さぬ類例のものに屬する。これこそ、小兒病的自己陶醉にあらざれば小兒病患者を欺罔するものに外ならぬ。職業或は階級が永久か、血液が無限か位のこととは謂はずして明かであらう。殊に、わが邦においては、過去數千年の歴史と傳統を有するわれわれの血潮を忘却した嗤ふべき議論である。

一國一民族の文化において眞似の出来るのは形であり又型である。血液が渾一する位の生活事實と期間なくしては精神の同一性は考へられぬ。ユダヤ人が何れの國民生活においても油の如く游離して

ゐるのはこの事實を證明してゐる。文化を以つて代表せられる一國民についてはその物質的方面(生物学的er Träger)と共に精神的方面(eigentlich geistige Schicht)を忘れてはならない。寧ろ、シランガーの喝破したごとく『眞の文化と呼ばれ得るものは、窮極に於て形而上的源泉からその生命を享けてゐなくてはならぬ』*のである。わが邦が古くは唐制や佛教文物を、近くは西歐文明を模倣し得たのは單にその型である。精神の比較的な類似を認めないのではないが、その間にも、各自絶對性を認めない譯には行かない。文化の接觸或は攝受は直接にはその物質的方面においてのみ行はれ得るのではあるまいか。

* Spranger, Probleme der Kulturphilosophie 『文化哲學の諸問題』日本譯、岩波書店發行、第四六頁以下參照。

しかし、一國の文化についてはその物質・精神の何れを優れりといふ譯にも行かない。車の兩輪の如きものであるからである。跛行的であることすら許されない。之を表面的な文明とか戦争とかについて見ても肯はれる。戦勝は機械とか技術の優劣によつて定まるといふ言説をなす人がある。同じ日本民族を以つて論ずる限りこの議論も正しい。わが民族が常に最先端の文明なり機械なり技術なりを持たねばならぬといふ根據としても絶對である。しかし、精神に至つては、わが邦における國家、換言すればその文字の示す如く國と家との一致した家族主義、主權と氏神との合一、或は祭政の一致といつた國民の精神生活^③は西歐でも幾度か研究され、眞似ようとされても遂に今日迄能はぬところで

ある^(*)。しかもその顯現は國民生活の隨所に互る。日本民族の生活力の旺盛、明治以來の全般的大躍進、皇軍の無敵振等はこの精神の顯現に外ならぬのではあるが、歐米の人人には確かに驚畏的現象であらう。この源泉を物質的に梅干に歸したり、味噌汁に在りと爲すなど笑へぬ笑柄であつた^(*)。

* 歐羅巴でも、いみじくもこの事を喝破した識者がある。唯、歐羅巴の易世革命は、支那と同様、個人或は家庭に於けるこの精神の萌芽を國家的偉大にまで伸長せしめない内に枯死せしめたのである。Sir Robert Kimer, Patriarch; or the Natural Power of KINGS, London 1680 には『最初の王は家族の父なりしこと』(That the first Kings were Fathers of Families) として論述されてゐる。之は自然的自由の正面から反對しての立論であつたのである。

** ドイツのナチス幹部においても、わが祭政一致をヒットラーの下に實施し度い願望のあることは、わたくしも個人的に屢々耳にしたことである。殊に、前駐獨日獨文化協會主事孫田博士はこの事を某有力なる將軍より直接訴へられた由である。しかし、形式上或は言葉の上で之を模倣したとしても一時的の附焼刃に終らねば幸である。わが血族三千年の歴史は他國に模倣を許さない國民的精神生活であるからである。

*** 歐洲大戰前既にドイツにおいては食料としての大豆の研究がなされ、共和國となつてからも大豆の常食化、栽培奨励が組織的に行はれんとしたのであつた。

とまれ、法律はこの文化發現の綜合的なるものである限り、進んで一國の秩序・平和・正義觀は之を民族文化の深奥に究めねばならぬ。わが法律學徒及び國家學者が、徒らに國際主義を採るべからざる根據はここに存する。共同體(Gemeinschaft)におきて、制度(Institution)におきて一國は他國と同一と成り得ないのは主としてこの模倣不可能なる民族精神に基くのである。しかも、この精神はその

一國においてすら綜統的力として寸時も靜止することを知らない。技術や物質文明に關する限り、程度とか階級を考へることが出来る。一國の精神に至つては常に絶對的である。成文不文の彼方に他國のそれとの優劣をすら許さぬものであらう。爾來、歐米心醉者はその民族精神までも歐米を優れりと確信してゐた如くであるが、現今の歐米諸國に、果して、民族精神國家精神のわれと比較すべきものありや否を怪しまねばならぬ。ドイツ、イタリヤは、今日、盛んに、忘却せられた各自の民族精神を蘇生せしめんと努力してゐるではないか。實に、この國家及び民族の精神は時代と共に推移して止まらない。しかも、技術の如く概ね進歩するといふ譯のものでない。技術及び物質において乏しかつた昔日に、精神において最上至高の標準を認め得ることが多いのである。有機的血族の共同體精神を喪失した民族は、物質文化爛漫たる裡に、既に、滅亡の一路を辿りつつあることを識らねばならぬ。

われわれはわが民族の全史の研究に怠りなく、之が最上の理念を把へて世界の行方に炬火を高く掲げんとするのである。さうして、この炬火の下に相互にその長所を認め合ひつつ共存共榮して行く限りにおいてこそ、おのづからに、國際的・世界的平和と秩序の保たるべき正義が確立するのである。

世界法・自然法の理想はかくの如き方向であつて現實ではあり得ない。

二 軍事扶助法の立法理由

法律及び法律學の任務かくの如きなる中に、その國家興隆とその秩序維持或は國家的正義を顯揚する爲に、之を侵害し、或は之と抗争する者に對して鬭争の起るべきは理の當然と謂はなければならぬ。之が任務には、或は一般官憲を以つてし或は軍人が當るのである。國家は之等の功勞者或は死傷者に酬ゆるの責任がある。各國が軍事救護の法律を有するのは之が爲である。

しかして、之が精神を明示したもとのとしてはドイツの『國家興隆運動闘士救護に関する法律』一九三四年二月二十七日が、最も、單刀直入に此の趣旨を明らかにしてゐる。實に、『國家社會主義勞働黨によつて代表せられる世界觀の勝利的遂行及び共產禍の撲滅は、若し國家社會主義勞働黨の政治闘士殊に突撃隊及び親衛隊の所屬員及び鐵兜團や中途解消せしめられた國家的結社連の會員が此の目的の爲に全力を致さなかつたならば、不可能であつたであらう。ドイツ國民は彼等に、彼等の英雄的貢獻の故に、戰爭に於て健康及び生命を祖國の爲に犠牲とした同胞に對すると同様の程度に、感謝と認識をなす義務がある。これより、この戰鬪に於て被つた損失の賠償をなすライヒの義務が生ずる』^(*)のである。

* Gesetz über die Versorgung der Kämpfer für die nationale Erhebung vom 27. Februar 1934, Begründung (Reichs-

此の文意より見ても世は戦争に於て健康及び生命を祖國の爲に犠牲とした同胞に對して感謝しその功績を認識する義務のあるべきは明らかである。更に、單なる感謝と認識だけではその義務を果したといふものでない。従つて、最少限、戦闘において被つた損害賠償は之を實行せなければならぬのである。その範圍は後に研究せられる事ではあるが、さしあたり、その本人一人に限らるることではない。凡て、人は親より來り子孫を残す義務があり、その他之によつて生計を維持する者多數なる筈である。凡て之等に地帯せなければならぬのであらう。さもあればあれ、國家の維持興隆は單に過去の事ではなし。この有機體が生存を續くる限り不斷に繰返さるべき事に對する。この意味に於て有效なる賠償は、過去の功績の稱揚及び過去の損害の賠償と同時に、將來、後顧の憂をなからしむる國家の保證である。之、國家維持發展の爲の奮闘力の一大源泉たる所以である。それは廣義の銃後の國家活動であり、しかも、平時に於ても不斷に行はれなければならぬ有效且重要な國家維持發展の社會政策であるのである。戦時中のみの一時的銃後の國民活動とは異り、之を恒久的に法制化するの要ある所以である。しかも、今度の支那事變に當つては國家を守護することは直接銃を執つて立つ兵士の力によるものであるにせよ、之が火器、彈藥、兵器の斬新その他物資の豊富が如何に必要不可欠なるかを知つたと同時に、それにも増して忘れてはならぬことは、銃前銃後凡ての國民の一貫したる忠君愛國の統一

的精神であるのである。政府が國民精神總動員に盡力せられるのもこの意味といふの外はない。わが國民精神それは忠君の外にない。忠君のなき愛國はわが邦の愛國ではない。愛國は何處の國民も之を有する。國の秩序を愛し、正義を愛するといふのは世界的の愛國である。かくの如き愛國は世界主義の愛國であつて、わが邦には共產主義に次ぐの害毒である。わが愛國は忠君一色にぬり潰されたものでなければならぬ。ここに忠君と愛國は二にして一である。正義と平和の白地の中に、忠君の赤い目の丸がなくてはわが愛國のシンボルはないのである。日常生活におけるこの關係は家長であり氏神である。陸下を戴く一大家族の中に一人一人ははぐくまれて居り、直接の扶養義務者である入營者戦死傷病者は勿論、それらの庇護の下に立つ者は又常にこの國家の補充的庇護の下に安全であるからである。さもあらばあれ、いざ事變といふに至つての銃後の國民活動は目ざましいことはわれわれの日常經驗してゐることである。街頭の千人針の行列、針を執る婦人の眉宇の緊張、農山漁村の老幼婦人の千社詣、慰問袋の募集、街頭獻金募集、戦勝祈願の爲の個人的或は集團的神社參拜、大衆を相手とする大新聞・演劇者・演奏者の諸種の企劃、軍用機獻納基金、戦車・装甲車獻納資金、皇軍慰問遺家族救護資金・恤兵金の募集及び出征兵士の歡送にその赤誠を示してゐる。その金額や物品の多いことは實に驚くべき程であつて、毎日のラヂオ放送に之を窺知することが出来るのである。先づこの状態を觀れば事變下におけるわれわれの努力は舉國一致に向ふことに何等困難を感じないと云ふことが出来よう。

これらの熱狂的な美しい場面に酔ふわれわれの深く思はねばならぬことは、事變中の出征兵士の應召傷病や傷病死若は戦死は勿論、事變後に於ける平時の用意としても現役入營、戦役・兵役における傷病死の結果傷病兵、その家族若は遺族下士官兵の家族若は遺族を救護して戦場に在り或は行かんとする下士官兵に後顧の憂なからしめなければならぬ。われわれは一朝事あれば矛を執つて立つ權利と義務とがある。幸に第一線に立ち國家の生命線を確保する爲に身命を挺して事を爲すは男子の本懷であるばかりでなく國民の一人として名譽之に過ぐるものはない。

しかし、之は日本精神の第一義的な見方であつて、日本精神としては、寧ろ第二義的な、人間として、同胞として、父として、子として、或は夫としての立場を考へるとき、悲壯なること諸外國のそれの比ではない。生還を期せない別離であるからである。しかも、この結果は事變或は戦役中に限られたことではない。軍事扶助法が専ら内務省の事務として取扱はれる所以でもある。殊に、わが邦が國民皆兵の國是の下に立つてゐることからしても、扶助事業は銃後の任務として始まり、引續き國內事業として社會政策的に實行せられなければならない。

殊に、戦時中或は將來戦争に趣く時、下士官兵をして出征した後のただひとりの貧苦の母の生活を思ひ、生計維持者たる兵士を戦場に送つた後の妻子の生活を思ひ悩ましむることは、軍の士氣一般に大關係を有するのである。この事は日頃から國民が、國家が、相互に緊張していやしくも忽にしてはな

らぬことである。或は、事變の前後にその熱意の厚薄を來し、或は、給與物資の多少を結果して、その間信義の認むるものなきに至つては國家の威信にも關るといはねばならぬ。扶助、給與等を目的として努力してゐる外國兵或は傭兵にあらざるを考ふれば、尙更、國家や國民相互は信義誠實を旨とし、恒常の心もて此の兵士に酬ひねばならぬのである。しかしながら、國民は各自天職を有し之に全力を盡さねばならぬ。それにも拘らず、戦火がわが國家の關與の下に燃へ盛つてゐると謂へば出征兵士の歡送も致せば、慰問袋も山積し、恤兵金、その他獻金は無限に集るのであるが、いざ戦火治まれば、結局、各自はひたすら平時の天職に歸するのである。この時多數の戦傷病の兵とその遺家族の在ることとは之を知りつゝも、忘却し或は救済に執掌してゐられなくなるが人世であり人間である。されば之を私的な關心から公的に制度と化すことは最も大切なことと謂はねばならぬ。世界大戰の後に各國が制度として軍事救護法を持ち、且又傷病兵の治療・職業教育施設等に公の恒久的制度を設けたことは世間周知の事實である。各國は亦一般の社會政策的立法として貧民法や、救護法等一般に之を有してゐるのであるが、之に倚らしむることは兵士の忠君愛國の精神と貢獻とを認識し之に酬ゆる所以のものではない。戦敗國ドイツを初め諸外國が悉く一般救護法とは別に軍事救護法を有する所以である。しかるに、わが邦では一時世界大戰後、澎湃として起つた民族主義にも拘らず、他方、世界主義的理想論にかぶれ、わが本來の忠君愛國の精神を忘却して、東洋平和の人柱となりし同胞兵士を輕んじ、

之が貢獻の認識に足らぬものがあつたやうに思はれる。シベリヤ出兵の無意義化も、滿洲事變の必要も、上海事變繰返しの不可避も皆國民精神の緊張の不足に起因するとも見られるのである。實は、忠君愛國精神の存在は疑ふべくもない事ながら、之を恒常化する規範・制度・方法が存しなかつた故に、時に外來思想に幻惑せられたのである。その度に同胞の犠牲を二重・三重にすることは堪へられるものではない。今度の支那事變を通じて、東洋平和の確立・共產主義の排撃を確保すると同時に、この忠君愛國の兵士による東洋平和の人柱とその勳功と犠牲に關する一般國民の認識と感謝と報償のモニュメントを動搖しない迄に確立して置かねばならぬ。これ消極的には過去の政黨政治時代に嘗めた苦い闘争の犠牲とならざる底の機關及び法制の定立とその運用を要する所以である。

三 軍事扶助法の重點

わたくしは、ここに軍事扶助法の逐條的な解釋を試みるつもりはないが、今戰時體勢下の法律として又本年三月に改正せられた新法として、この二つの理由から、わたくしの觀た軍事扶助法の重點を論じて見度いと思ふ。

わが軍事救護法は大正六年の立法にかかる。世界大戰の後に、世界は此の慘禍が齎らした傷病死兵及びその遺家族の救済に戰後の計畫を立てなければならなかつたことである。わが邦は大戰の慘禍と

いふほどのものを全般的に受けなかつたとしても、その救護の必要は平時の國防についても次第に高まり、忽緒にするを得ない世界的大勢の中にあつた。戦勝國として、且つ又世界列強に互し軍縮に狂奔する頃から、軍の強化は軍自體よりも寧ろ國民總動員の形で要請されつつあつたと謂ふことが出来る。然るに、表面の軍縮の夢に酔ひ或は戦禍に惘りて、直接身に慘禍を受けざりし人々は、浮薄にも、君國を守つた兵士の功勞を認識し、感謝し、救護することを忘れ、歐米の風に伍し甚だしきに至つては之を無用の勞苦視し、或は輕視するの狀態を現出したことであつた。

此の風は立法の上にも現はれて軍事救護法は大正六年生れて以來、何等顧慮されることなく昭和六年改正される迄放置され來つたのである。此の間、實に驚くべし十有五年に垂んとした。この怠慢は正に歴代政府議會の罪ではあるが、同胞も責任なしとしない。しかも、最近昭和九年の調査發表の結果によれば、昭和六年制定軍事救護法施行令の下において救護された兵士の家族は一ヶ年三萬二千戸、十一萬一千五百人金額二百八十九萬圓であるとせられてゐる。一戸當り八十九圓八十錢一人當り二十六圓になる譯である。軍事救護法施行令(昭和六年、勅令第二八四號改正、昭和九年第三九五號)第二條第一項に、支出費用は一日三十錢以内とせられてゐるにも拘らず、この結果によれば一日七錢強に當るのである。同令第一條第三項には救護の程度及方法は地方長官之を決すとし、何れ内務大臣の指令の下に行はれてゐたことであるが、この少額の裁定は、正に、内務官吏或は政府當局が救護の重大性の認識を缺き

或はその兵士の果したる任務の重きに感銘することを忘れた結果に外ならぬ。しかも當時救護法(昭和六年改正)第五條は救護は、生活すること能はざる者に對してのみ之を爲し、生活に必要な限度を越ゆることを得ないと定められてゐたるが故に、事實、在來の地方長官管轄下の官僚は之等護國の人柱及びその遺家族達を尊敬することなく、町村役場等を通じて根掘り葉掘り生活の内輪に立ち入つて忍び難い調査をし、『生活すること能はざる者』なりや否やを認定したことであつた。しからはこの恥を忍んでまで救護を受けた人達は實に餓死線上を彷徨しつゝある人達であるのである。又、それでなければ給與をせないのが地方長官以下の遵法者達であつたのである。それ故にこの被救護者の大部分が如何に地方にありとするも、一日平均七錢の生活を行はねばならなかつたとするは少しく悲慘なものがある。恐らく戦傷よりも戦死者よりも悲慘なのは此の傷病者とその遺家族であり、従つて敵よりも慘酷なのは内務官吏及び地方長官以下の官公吏でなければならぬ。敢て、叙上の如きが行はれ得たのは眞實であつたかを疑ふ位である。今度の支那事變出征について觀ても、出征兵士の家族は君國への御奉公として、生活を減縮し、日頃の貯蓄を拂つても公の扶助を受けることを潔とせない。名譽に生きる人人であるからである。況んや、村役場から二三回或は警察から或は憲兵からと三重四重に調査せられては寧ろ餓死するの優れるを思ふのである。かくの如き名譽を重んずる人人に對し責任轉化と役目を笠に被る忘恩の官公吏を配するに於ては、國家はその扶助の實行に當り、出征兵士の家族を扶助

するの、か侮辱するの、か解らない仕事を、行つてゐることを覺悟せねばならぬ。

軍事扶助は一般の救護と異り、家族が別に働いて収入を得ることがあつても、出征兵士によつて得てゐた収入位は保持せしむべきであらう。従つて、勤務先の會社或は官廳から給料を支給せられないにおいては、在來得た収入位は之を家族に支給するも敢て不當の利と謂ふことを得ない。家族がかく安穩に生活し得ると知れば洵に出征兵士は後顧の憂なくして戦闘に全力を盡すことが出来るのである。ここに軍事扶助法の重點は一般の救護とその本質を異にするに在る。社會生活の落伍者が自然に貧困に陥り之を隣保愛によりて救助せんとするとは異り、わが社會生活の名譽・平和・安寧・秩序の擁護者の爲に當然酬ゆるべきものであるのである。命を的に戰ふ名譽に生きる兵士に對しては、何程の心遣ひ何程の報酬も多きに過ぎるといふことはあり得ないのである。

* 穂積陳重博士は嘗つて養老年金制度を論じ『社會は無組織なる人類の群集に非ず、目的あり組織ある一體なるを以て、其全體は其一部を支へ、其一部は全部を支へざるべからざるものである』旨を繰返し、『之を個人の方面より觀れば、苟も個人にして其體力、智力及び機會に相當なる業務に従事して直接間接に其社會の進歩に貢獻したる者が、其社會の狀態のために、老年に及んで自活する能はざるに至つたときは、社會の一員として、其社會に對して生活資料を要求する權利がある』とせられるのである。この法律はわが邦には出現してゐないのであるが、とまれ、この制度すら『慈惠若くは救助の爲めに給與するものではない』とせられたのである。況んや、ここに所謂國家(社會)の擁護を直接原因として、自己若はその家族が生活困難に陥りたる場合、單なる養老年金權よりも一層強い權利を認めない譯には行かない。従つて『此人道の要求とも稱すべき義務を完全公平に行

ふには國家なる公機關に依らざるべからず』といふことも正比例して強調せらるべきであらう。されば一般救護の如く、出願、申出以下の手續を待つて行はるべきにあらざる事等は後述すべきも、ここに當然結論せられることである。穂積博士『遺文集』第三册三四五頁以下参照。

本年三月卅日法律第二十號によつて『軍事救護法』の名を『軍事扶助法』と改めたのも、前示の精神に應ずる命名に氣附いたからである。改名の適否はともあれ、その精神の認識をなさんとする點は遅れたりと雖、慶賀すべきであらう。その内容としても、昭和四年、救護法第一條第一項の『生活すること能はざるとき』と軍事救護法第五條第一項の『生活すること能はざる者』と同一列にありしは軍事救護の本質を忘却した規定であつたと謂はねばならぬ。本年三月の改正において僅かに『生活すること困難なる者』と爲されたるは之又不十分ではあるけれども、一般救護法とその本質を異にせるを認知した結果として一段の進歩と謂はなければならぬ。

* 扶助法の名は労働者災害扶助法（昭和六年）供給労働者扶助令（昭和七年）鑛夫勞役扶助規則（大正五年）等に觀られる。その最も重要な労働者災害扶助法は、普通、労働に服して家族の生計を維持するだけの報酬を受けてゐるのであつて、災害を受けた場合にのみこの法律の適用があるのである。しかも、本法は國家公共團體の事業にあらざれば、労働者災害扶助責任保險法が相表裏してその扶助の達成を期してゐるのである（同法第三條、同法施行令第一條第一項労働者災害扶助法第一條第一項第二項（ハ）同施行令第二條）。牧野博士『新らしき法律における新らしき思想』（法律における論理と技術）第六六頁以下参照。

外國の立法例として、ドイツに於ては一九三五年、十二月十九日『入營現役兵及勤勞奉仕者の家族

保護に關する命令』が發布せられてゐる。しかうして、同じく内務大臣の發布した右命令の施行令によれば、明らかに、この軍事家庭扶助命令は一般の救護(öffentliche Fürsorge)から別異して取扱はれねばならぬ旨定めてあるのである。軍事扶助が一般の救護法と別異せられなければならぬことはその本質を異にするより當然で、便宜的に兩者を同一の官公吏をして取扱はしむべきではなからう。わが軍事扶助法第十六條は、明らかに『貧困の爲にする公費の救助に非ざる』旨定めてゐるのではあるが、之は他の法令の適用について公權の享受等に關する限り擬制を以つてしたものであり、本心は公費の救助なりと觀念せるもので、これは本法を通じて觀察せらるる悲しむべき精神である。従つて、事務の取扱ひについてまでの注意、ドイツの如きに遠く及ばざるは又止むを得ない。造次顛沛の中にもよく法令の本質を辨へその精神を生かさんとするナチスの立法家の範に倣ふべきところがあらう。

* VO. über die Unterstützung der Angehörigen der zur Erfüllung der aktiven Dienstpflicht einberufenen Wehrpflichtigen und der einberufenen Arbeitsdienstpflichtigen (Familienunterstützungs VO.) vom 19. Dezember 1935 (RGBl. I S. 1511) この命令は、その第五條に規定した如く一九三六年(昭和十一年)三月三十一日迄には遅くとも新法律を得て廢止せられることになつてゐるのであるが、新法は疑もなくこの趣旨の敷衍であらうと斷言し得るのである。目下、わたくしの手許に新立法がないから暫らくこの命令によることにした。

** Familienunterstützungsvorschriften vom 19. Dezember 1935, § 2 (2).

四 軍事扶助法適用の範圍

軍事扶助法第一條に依れば該法により扶助せられる者は傷病者、その家族、遺族、下士官兵の家族、及びその遺族である。その範圍はしかし明瞭なるが如きも實際の適用に當つては疑義少しとしない。かかる場合には軍事扶助法の精神に則り適切なる結果を覓めねばならぬ。

傷病兵とは、陸海軍下士官兵で戦闘或は公務の爲傷痍を受け又は疾病に罹り、其の他故意又は重大なる過失に因らずして現役中又は應召中に傷痍を受け又は疾病に罹りその爲に一種以上の兵役を免ぜられた者(第二條)である。以前は戦闘・公務及び戦地における外は傷痍疾病の禍を被るとも救護するところがなかつたのであるが、本年三月三十日法律第二十號の改正に依つて未入營期間及歸休期間を除いた現役及び應召中の傷痍疾病をも扶助の範圍と爲したのである。蓋し、現今、軍は極度に機械化されたる關係上、その危険の度合は在來の兵役及び一般の生活上のそれの比でない。一般社會に於ける重工業従業者と同様過失の有無に關らず成るべく廣く保護せらるべきであらう。この改正は久しき以前から要望されてゐたのであるが、漸く此の三月に改正七月一日から實施せらるに至つた。今日迄、傷痍疾病の爲に滿期前除隊される者の數は陸軍のみにおいても一年に約五千名に上つてゐたのであるが、本法第二章第一號の公傷として取扱はれる者は僅に二百名に過ぎず、残り約四千七百五十名は何

等の扶助なくして、病氣になつたからとの烙印を捺されて歸郷せしめられるのであつた。如何に名譽ある義務とはいへ、選ばれて全國民の代表として入營した者を、たゞゞ痍病傷痍に罹つたからとて、其の儘に放置するのは國家としてその情に堪へ得るところではあるまい。今度の改正は洵に事宜に適したものと謂ふことが出來よう。本法に所謂家族とは、第三條所定の如く陸海軍現役兵應召中の陸海軍下士官兵又は傷病兵の配偶者又は同一の戸籍に在る實子・家督相續人たる養子・及び扶養を受くべき者で入營時或は應召時又は傷病除隊時より引續き同一戸籍に在る者である。しかうして、本年三月の改正は更に同一の戸籍に在る者のみならず、更に、當時及び爾後引續き同一世帯に在る者をも併せて保護せんとするのである。在來の家族の範圍についてはここに論ずる迄もなく明瞭であらう。唯、本年追補の目的は『同一の世帯に在る者』なる文言によつて兵士と如何なる干係に在る者を家族同様に救護せんとするのであらうか。必ずしも明瞭ではない。暫らく、本法改正にあたり政府當局の意向として述べた改正提案理由に耳を藉さう。『扶助を受け得る家族及び遺族の範圍を擴張して、下士官兵等戸籍が異つて居りましても同一世帯に居ります直系血族兄弟姉妹に對して本法を適用することに改めたのであります』といふのである。戸籍を一にしなくとも此の範圍の擴張は無理からぬことと思ふ。しかし、本來同一戸籍から出で後に戸籍を別にするに至つた同一世帯の直系血族兄弟姉妹は甚だしく多くはあるまいと思ふ。寧ろ、わが法制の下で、同一世帯にありながら、戸籍を一にしてゐない者で

最も數多く且つ兵士の最も關心あるべきは内縁の妻であらう。委員會において内縁關係を如何にするやとの質問が出でたるは當然である。質問委員は、正に本法によつて内縁關係に在る者をも救濟すべし、といふ意見であつたのも正當である。しかるに、政府はこの當然・正當の事柄に氣付かざりしものか、却つて『元來本法は軍人の名譽を重んずる法律であり、従つて法律的に認められない婚姻などをこの法律に依て救濟することは避けたい。さういふ人々に對しては他の扶助團體の救濟に待つことにしたい』と答辯したのであつた。その如何に官僚的で、願て他を語るものなるかは冗言を要しないところであらう。軍事扶助法により救濟せられる程の人の中には、洵に、内務省高官の如く上品でなく、内縁關係の『不倫の關係』である場合の存することを辨へない無知な人が多いことであらう。しかし、それ丈けに純樸で一途に忠君愛國、以つて、戦線を馳驅するのである。民法の作り出した内縁の妻といふまはしい名前も、之等の人には、三三九度の杯をした夫婦、共稼ぎに苦樂を分つ夫婦として變りのあらう筈はない。況んや、不倫など惡罵されてなるものではない。名譽を重んずる軍人の高き標準に従つても、内縁の妻に一概に不倫の烙印を押捺することが出来ないとするれば、内縁の妻をこの救濟の中から除外すべき理由が外にあるであらうか。わたくしは否と答へる外ない。

軍人の名譽を重んずべきことは軍人に賜りたる勅諭にも明らかである。國民皆兵のわが民族は、これによつて、その名譽を重んぜねばならぬことを示されたに外ならぬ。しかも、それは、軍人と軍人

の行爲自體に直接關係のあるものに限らるべきであらう。内務大臣の言の如くんば、軍人の遺家族を扶助するのは軍人の名譽に關するが故に、凡て取り止めるといふ理由にならぬとも限らぬ。事實、遺家族は貧困であるに拘らず扶助を申出でない者が多い。これは軍人自身ではなく遺家族の日本人としての名譽にかけてである。扶助を要すや否やは切迫したる事實問題である。下士官兵の入營・出征・傷病死の爲遺家族が如何ともなし得ない事實の前に、國家は之を進んで救濟すべき義務があることは屢々前に述べたところである。責任ある立法者及び法律適用者のこの種不注意の言辭は嚴に慎まなければならぬ。

本法改正に當つては具眼の議員があつて『扶養を受くべき者』の次に『又はその生計を維持したる者』を加へんとの修正動議を提出したのであつたが、既述の如く立案者の理由により、遂に、採決の結果、不成立となつたのである。『その生計を維持したる者』が主として内縁の妻を指すことは、既に工場法第十五條鑛業法第八十條に先例の存するところである。かくては、漸く、しかも、折角、本年三月改正せられた本法は、尙、前述の國民意識に悖る企に終つたものと謂はなければならぬ。立法府に於ける間に二代表議員は『内縁關係は今日以上に増大する傾向にあり、此の内縁關係といふ形式一方にとらはれ無辜の憐むべき軍人の遺家族が救はれぬ事は全く本法改正の趣旨に反し誠に遺憾である。今後此の運用に際しては其の適用範圍を擴張すべく政府當局に深甚の考慮を望む』旨の希望意見

の開陳あり可決されるに至つたのである。しからは、時を同じうして何が爲に『生計を維持したる者』を追加可決しなかつたか、お座なり議會の無責任を遺憾とするものではあるが、事此に至つては、立法者意思はともあれ、解釋上、内縁の妻を直接本法に包含するものとして救済することを本法施行者達に望むの外はない。他の扶助團體の救済に待つなどとなすが如きことなきを祈らねばならぬ。蓋し、私立或は民間の事業としては、その救済に不均衡・不公平を生じ又永續・恒久性を確保することを得ないからである。兵士に最も近き一人として内縁の妻も亦軍事扶助を受くべき原因事實の上に立ちながら、一般救護理由に基いて救助を受けしむるが如きは間接に護國の兵士を遇する道ではあるまい⁽⁸⁾。

* 内縁の妻を本法により救済すべきや否やについて、解釋及び判例並に立法例に基き積極説を採るものに、塚崎辯護士『軍事扶助法と内縁の妻』法律新聞、第四一九一及二號所載がある。

尙、軍事扶助法第四條は遺族を規定するのであるが、之に屬する者は戦死したる陸海軍下士官兵又は既述第二條各號の者、傷痍若は疾病の爲死歿したる陸海軍下士官兵又は傷病兵につき前述家族と同範圍である。従つて、本年三月の改正追補による第三號につき既述家族におけると同様の解釋問題のあることはここに再論を要しない。

以上家族及び遺族の範圍を他國の立法に見るに、例へば、ドイツの『入營現役兵及勤勞奉仕者の家族救護に關する命令』一九三五年十二月十九日發布の施行令第一條は次の如く定めてゐる。

『現役兵の次の家族を扶助権利者とす』

一、妻、入營者が民法一五八條に従ひ扶助を興へる義務ある罪なくして離別された妻

二、嫡出子、嫡出子と同様に看做さるる者

(1) 嫡出を宣言せられた子供

(2) 繼子及び養子にして入營者が入營迄に全く又は大部分その養育者なりし場合

(3) 私生子にして入營者が民法一七一八條に従ひその父性を認めたるか或はその養育義務が執行せられ得る名義に確定せられてゐる場合

三、尊屬親、入營者を入營前に子供として採用して居た養父母

此の中、離婚後、夫の扶助を受けてゐる妻はドイツ及び歐米の最も頻繁なる現象であり、わが邦に内縁の妻の多さと對比すべき特殊性である。かくの如き特殊の事情及び慣習存する場合には法律亦特別に工夫せられねばならぬ。わが邦の内縁の妻の最初に救済せらるべきは更に冗言を要しないであらう。

五 軍事扶助法による扶助の程度

改正軍事扶助法第五條は現役兵の入營、下士官兵の應召・傷病若は死亡又は傷病兵の死亡を原因として生活すること困難なる者を扶助する旨規定してゐる。舊法が『生活すること能はざる』を條件としたよりすれば一段の擴張であつて、國家の義務としての軍事扶助法の精神に叶つたものと謂ふこと

が出来る。要は、この適用にあたりその衝に當る内務大臣及び地方長官以下が改正法の趣旨を十分理解して扶助の實を擧げることとを心掛けなければならぬ。

救護の種類は生活扶助・醫療・助産及生業扶助（第六條）であるが、その限度は生活に必要であることを以つて標準としてゐる。その程度及方法（第七條）は軍事扶助法施行令第一條第三項により地方長官に決定せしめてゐるが、同令第二條以下に規定する如く最大限を定むることなく、寧ろ最少限を定めてそれ以上の必要を地方長官をして裁定せしむべきであらう。本法所定の場合の如きに當つて扶助権利者が權利を云々せざるはわが國の諄風美俗の致すところと雖、然らば反對に、制度に藉口して國家の義務を怠る官僚の絶無なるを保し難きを如何すべきであらうか。

* 軍事扶助法施行令第二條は給與を一人一日三十錢以内とし、第四條は助産につき第五條は埋葬につき各々十二圓以内を給與し得るものとしてゐる。

ドイツにおける家族救護について見ると、前掲『入營現役兵及勤勞奉仕者の家族救護に關する命令』第一條及び同施行令第九條以下に詳しく規定してゐる。入營者の家族扶助のこの命令も、生活に必需のものを全く或は十二分に得られないことを要件としてゐるのではあるが、又同時に、不可缺必需のもの測定に當つては當時までの生活状態が顧慮せられねばならぬ、とするのである。わが扶助法における『生活困難』なる場合よりも一層國家の責務を認識した規定と謂はねばならぬ。

その第十條に生活必需のものとして定められたものは

- (a) 生活扶助、特に住家・食物・衣服及び養育
- (b) 疾病・救護及び産婦・妊婦の救護
- (c) 未成年者教育及び職業修業（その天分及び能力及びその父母の生活地位に従つて可能とせらる）
- (d) 盲者・聾者・啞者・不具者の職業修業

とせられてゐる。しかうして、第十一條によれば

(一) 不可缺の生活扶助の測定のためには、町或は地方の長は當該地方的生活状態に適應する標準規定を確定する。標準規定は扶助權利者の平均生活状態の一般必需の調査の尺度である。

(二) 標準規定は通常の救護（一九三二年十月十九日の命令の規定に於ける救護義務命令第六條第二項第一文）より四分の一上昇する如く測定せられなければならない。

(三) 更に當該地方的状態に適合せしめられた収入規定を確定すべきである。その不確定の場合には、救護が必要とせられない事實がその受領の權利なしとする場合でも、産婦は週間救護を保持する。

(四) 上級若は最上監督官廳は（一九三五年三月二十二日ドイツ地方團體令遂行の第一規則の第三三條第二及第三項）統一的經濟領域の範圍では不可缺の生活維持の測定者の標準規定及び地方團體の週間救護の収入規定は同一騰貴關係で互に一樣にすべし

と。しかし、兵士の家族は徒衣徒食すべきでないこともおのづから明かである。従つて、第十五條

は次の如く規定しゐる。

- (一) 凡ての扶助権利者はその勞働力を自らの生活必需品獲得に向けねばならぬ。
- (二) 扶助権利者に或る勞働が公平に期待せられ得るや否やは年齢・健康状態・家庭的状態及び能ふ限り亦職業教育に従つて判定せられるべきである。
- (三) 命令せられた子供の教育が害せられる場合には、職業勞働は婦人には期待せられない。亦、然らざる場合に
おいても婦人には家事の遂行或は家族の養育を課する義務を特に顧慮すべきである。

又、第十六條は

- (一) 家族扶助が給與せられるより前に、扶助権利者が生活にあてねばならぬ自己の財産には、その全部の収入が特に現在或は過去の勞働關係或は勤務關係から及び扶助請求若は公私の年金請求からの金錢若は金錢價値に於ける収入が、加算せらるべき』

旨を規定してゐる。

しかし、往々にして財産はあるが之を處分せねば生活必需のものが得られない場合がある。かかる場合に之を強制することは甚だしく妥當でない故、

- (二) 家族扶助と財産の使用若は利用とは無關係にせられる

のである。世には僅少の不融通財産の爲に扶助を拒否される向も多いとこの事であるが、わが邦も特にこの點詳密なる規定を設くべきであるまいか。

以上は主として遺家族扶助について述べたのであるが之を傷病兵について見ると、前に述べた陸軍の満期前疾病による除隊五千人の中平均三千四百四十三名は結核、胸膜炎によるものであつて、之には一日一圓五十錢の療養費を給し度き希望とのことである。しかし、之も立法上保證せられてゐる譯ではない。事、内務省の管轄に屬し、一般の結核療養豫防と相俟つて行はるべき事ではあるが、さしあたり、適當なる療養所及び設備を有するにあらざればその額僅少に過ぎるであらう。しかも、三月の本法改正の結果得たる追加豫算は百四十萬圓であつて、陸軍の右結核患者のみに、既に、八十八萬圓を支出するにおいては、果して、この追加豫算で何事が出来るのであらうか。既定額二百五十三萬圓によつても既扶助者一人當りの支給額過少なることは前述した通りであるが、ここに又再び傷病兵の扶助を中途半端に爲さざれば幸である。しかし、數字は無形の糊塗的言葉の如く履行せずして甘く装ふ譯には行かないであらう。このことはさしあたり法律の解釋技術とは無關係であるが、折角、法律學徒が軍事扶助法の精神を明らかにし、その扶助の效を致さんとするも、支出すべき資金の用意なきが如くんば、法律の解釋はおろか法律自體が羊頭狗肉に終るのである。

給與に關する規定については、ドイツに於ける立法、一九二四年二月二十七日『國家興隆運動闘士救護に關する法律』第二條が明瞭にその年金額を法律を以つて定むるの方法を執つてゐる。地方長官の自由なる裁定によらしめないことは法律の空文に終る危険を或る程度迄防止することが出来よう。

即ち、ライヒ救護法(Reichsvorsorgungsgesetz)によつて與へられる給與金を標本として、十四歳未満の者にはその二割を、十四歳以上は三割、十五歳以上は六割、十六歳以上は八割、十八歳以上は全額を支給することが定められてゐる。

『國家興隆運動闘士救護に關する法律』は前述の如く、大戰後ドイツに於て社會民主黨及び共產黨と闘ひつつ國威宣揚に努力したナチ及びビスタールヘルム(鐵兜團)前線兵士團及びその分派並に中途解散せられた國粹團體の所屬員とその遺家族を救護する法律である。ナチはかくの如く別個の救護法律を作成して國家の人柱となつた同志・同胞に酬ひると同時に、既に大戰頃より存在し改正に改正の重ねられたライヒ救護法を更に強化することをも忘れてゐない。尙、一九三五年十二月十三日『ライヒ救護の範圍の變更に關する法律』に於ける立法理由に曰く『一九三四年七月三日のライヒ救護の範圍についての變更に關する法律を以つて、前線手當の設定により、亦、救護において、われわれの前線兵士が國民及び祖國の爲に喜んで獻身した故に齎らされた大なる犠牲が認められた。しかし、當時は戦死者遺族の爲のより大なる改善は見通しがつかざりし爲、前線手當は單に五十歳以上の兵士若はその營利能力において少くとも七割の損害を被つた兵士にのみ給與せられた。年齢に拘らず廣くこの前線手當を擴張する希望はそれ故に撤回されなければならなかつた。草案は營利能力において六割及び五割の損害を被つた戦傷者には凡て年齢の區別なく前線手當を與へるやうに定めてゐた。』と。その

額は第一條に見る如く前線手當として六十馬克に過ぎない。しかし、財政の許す限り法定額として兵士の營利し得べき損害を補つてやり且つ之が家族を救護せんとする趣旨を窺ふに足るのである。地方長官が自由に増減し得る範圍を留むるとしても法定最少限は之を確定せねば眞の保障とはなるまい。施政者の大いに顧慮すべきことと思ふ。本來、三四百萬圓の少額を以つて此の重大にして必要な事業を敢てせんとするのが誤である。斯くの如き事業こそ他の行政に卒先して十分に完全に遂行せられなければならぬ。

六　む　す　び

わが忠勇な兵士は、外國のその如く、利害を以つて自己を犠牲としてゐるのではない。それ丈に、國家は、國民は、之を認識し尊敬し、能ふ限り心より酬ねばならぬ。しかるに、わが國民は、過去に、之等護國の人柱たる兵士に忘恩であつたり或は之が遺家族の救済を後廻しになしたるが如きことはなかつたであらうか。今日、われわれは、北滿に全支那に武勳赫赫たる兵士の功勞・困苦・犠牲を忘れるなどは思ふことすら出来ない。しかし、その個々の慰問や救恤は永久に續くものでも又續かすべき事でもない。國民は平時には各自の天職に向つてひたすら精進せねばならぬ。ここに國家が國法を以つて此の萬人の心を常住に實行すべき機關を設けなければならぬ所以がある。その機關は今日の

萬人の心を心とすべきである。さうして、それは實に完備した法條の中にたたへられるの外ないの
ある。

新軍事扶助法の各條章については述ぶべく未だ盡きざるものがあるが、さしあたり、わが
大和民族の非常時局に當り、軍事扶助法が果すべき國民精神作興の役目とその趣旨の一端を明瞭にす
ることが出來たならば、本稿の目的は達せられたものとして満足せねばならぬ。

(一一一、一一二〇)